

農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費（継続）

【平成19年度概算決定額：1,836,349（1,797,020）千円】

対策のポイント

農林年金制度事業の円滑な運営のため、事業に必要な経費を補助します。

（背景）

- ・農林漁業団体職員共済組合制度（農林年金制度）は、農業協同組合等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業（長期）及び福祉事業を行うため、昭和34年1月1日に厚生年金保険制度から分離して発足した。
- ・農林年金制度は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」の成立（平成13年6月27日）に伴い、平成14年4月1日に厚生年金保険制度に統合したが、農林漁業団体職員共済組合は特例年金（統合前の職域年金）の支給等が終了するまでの間、暫定的に業務を継続することとなっている。
- ・特例年金給付の対象者は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、農業共済組合等（連合会を含む。）に勤務する役職員で、平成14年3月末日までの間に農林年金の組合員であった者。
- ・農林漁業団体の役職員数は、17年度末423千人、前年度に比べ9千人の減少。
- ・特例年金受給権者は、17年度末375千人、前年度に比べ4千人の増加。

政策目標

特例年金の支給等が終了するまでの間、農林年金制度の円滑な事業運営を確保

< 内容 >

農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付事業に対し、事業費及び事務費の一部を補助する。

【補助率：19.82%（事業費）、定額（事務費）】

【事業実施主体：農林漁業団体職員共済組合】

【事業開始時期：昭和33年度】

[担当課：経営局協同組織課（03 - 3502 - 6800（直））]